

決算特別委員会【総括質問】

日本共産党港区議員団 福島宏子
2025年10月7日

真の平和都市港区の実現のために

1 『港区平和都市宣言』は普遍的なものという認識か？

港区平和都市宣言は1985年8月15日に当時の港区議会の全会派の一致をもって港区が平和都市であることを宣言したものです。議会図書室で調べたところ昭和63年の港区行政資料集にはしっかりと掲載されています。40周年を迎えるにあたりさらに多くの区民に知っていただく必要があることから改めて港区の全ての刊行物に掲載することが確認されました。この港区平和都市宣言に対して反対の主張をされる方が議会の中にいますが、

【質問】宣言は普遍的なものであり今後もそのままの形で守ると思いますがいかがでしょうか？

【答弁】昭和 59 年に、区議会において全会一致で可決された「核兵器の廃絶と人類の恒久平和を目指す港区平和都市宣言」を求める決議を受け、40 年前の昭和 60 年8月 15 日に港区平和都市宣言を行いました。

宣言に込められた、世界の恒久平和を願い、核兵器の廃絶を訴える姿勢は、基本的かつ普遍的なものであることから、今後も、宣言の下、幅広い世代や次の世代に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えてまいります。

2 全国知事会の『青森宣言』に賛同の立場での区政運営を進めること

全国知事会は「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」と明言した『青森宣言』を全会一致で採択し、外国人について「日本人と同じ生活者であり地域住民である」として、多文化共生の施策の充実を求める提言を発表しました。

【質問】①港区は住民の約1割が外国人です。全国知事会の『青森宣言』に賛同し排外主義は許さない立場で相互理解と多文化共生の施策を進めること

②特別区区長会でも『青森宣言』と同様の宣言を発表するよう求めること

【答弁】①区は、施政方針において「やさしさが響きあい、世界とつながる都市・港区」をうたい、重要施策として「誰ひとり取り残さない健康・福祉・共生都市」を掲げております。具体的には、外国人と日本人が相互理解を深めるために、区の国際友好都市であるフランス・パリ市 15 区や区内大使館などとも連携し、音楽や舞踊の公演や小・中学校での給食交流、子ども向け日本語教室などを通して、国際文化交流を推進しております。さらに、今年度から開始する MINATO まるごと留学事業での大使館訪問やまち歩き交流を通して、その国の文化に直接触れる取組を進めております。

②特別区長会に宣言の発表を求めることは考えておりませんが、国籍や文化的背景が異なる人々が、互いに尊重して支え合う多文化共生社会の実現を目指してまいります。

子どもの権利として公的保育を守る港区実現のために

自治体の役割は住民の福祉増進を基本に地域の実情に合わせた行政サービスを自主的かつ総合的に実施することです。とりわけ福祉の分野では利益の対象にならないことから公的福祉の充実が求められています。

3 保育に欠ける保育を必要とする延長保育も無償化すること

児童福祉法には「保育を必要とする場合において当該児童を保育所において保育しなければならない」と明記されています。これは公的に子どもの権利を守る責務があるということです。保育をはじめ福祉全般が民間の企業に売り渡され、儲けの対象とされている今こそ、公的保育をいかに守るかが自治体に問われています。

【質問】今回の保育料の無償化では、民間の儲け優先の保育は無償化され、公的に自治体を守らなければならない保育つまり延長保育が対象外となることが問題と考えます。国の方針は公的保育よりも民間企業の利益を優先するのかもしれませんが、港区は子どもの権利を守る立場でまずは公的保育すなわち延長保育の無償化を全国に先駆けて実施すること。

【答弁】延長保育料については、利用時間に応じて、利用区分ごとに、それぞれ10回目までを徴収し、11回目以降については、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、無償としております。10回目までの延長保育料を無償にすることは、各世帯の保育の認定時間内にお子さんを送迎している世帯と、延長保育を利用している

世帯との公平性の観点から、現時点では予定しておりませんが、今後の利用状況を把握するとともに、他自治体の動向も注視してまいります。

4 指定管理制度を福祉分野には適応しないよう見直すこと

2015年に子ども・子育て支援制度がスタートしました。市場メカニズムによる新しい保育システムに移行したい政府の強い意向に反し、それを許さない運動が繰り広げられ「市区町村の保育実施義務」が残りました。しかし直接契約を持ち込む大きな風穴があげられそれが2026年度から本格実施されようとしている「子ども誰でも通園制度」につながっていることは確かです。

公的保育とは何を指し、誰のために守られなければいけないのか、なぜ保育において自治体の責任が不可欠なのか、すべての子どもの保育を受ける権利を守るためにこれからの保育制度はどの方向に進むべきか問われています。

【質問】公的保育を守る立場から指定管理者制度からまずは保育園をはずすこと

【答弁】指定管理者制度の導入により、柔軟な職員ローテーションなどによる休日・早朝・夜間の開園時間延長など、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応が可能となり、制度導入の効果があったものと捉えております。

保育園を指定管理者制度の対象から外すことは、現状の保育運営を確実に行っていく点で指定管理者の力は欠かせないこともあり、予定しておりませんが、これまで積み上げた経験とそこで生じた課題を総括して、より効果的、効率的な制度となるよう、不断の改善に取り組んでまいります。

命を守る福祉サービス充実の港区実現のために

5 高齢者・障害者のエアコン設置費用助成は東京都の8万円に港区として上乗せ助成をすること

東京都が高齢者、障害者に対するエアコン設置費助成を1万円から8万円に拡大しました。所得制限はありません。設置するエアコンはエコ機能付きという条件があるため8万円では足りません。他自治体では都の事業と自治体の事業を組み合わせることで助成を受けられる仕組みを作り、当事者の負担なくエアコン設置を支援しています。

【質問】①港区でも東京都の事業にプラスして助成することで高齢者・障害者に無

料でエアコンが設置できるように支援すること

②港区も都の事業に合わせて、所得制限をなくすこと。あわせて駐車場代も含め設置に係る費用を負担すること

【答弁】①区では、住民税非課税でエアコンがない高齢者世帯を対象に、熱中症予防を目的として、エアコン購入及び設置工事費用を給付しております。生活保護費で認められているエアコンの基準額に、標準設置工事費相当額を加え、本年4月に助成額の上限を7万7千円から8万7千円に引き上げました。区の助成対象となる世帯が、都制度の対象となる省エネ性能の高い機種を購入する場合、合計16万7千円まで区と東京都が負担することになります。また、頸髄損傷などにより体温調節機能が喪失した障害者に対して、日常生活用具としてエアコンを給付しており、令和5年度以降で4件給付しております。東京ゼロエミポイントの拡充によって、これまで以上にエアコンを安価に購入することが可能となっていることから、区による更なる上乘せの支給については慎重な検討が必要と考えておりますが、区の現状の制度が、高齢者や障害者の置かれた実態に合致しているか常に点検し、引き続き、高齢者の熱中症予防や障害者の日常生活の支援の充実に努めてまいります。②個人の所有物となるエアコンの設置に係る給付事業の対象として、所得制限を撤廃することについては、慎重な検討が必要と考えておりますが、現在、住民税非課税の高齢者世帯を対象としているエアコン給付事業の更なる拡大については、他自治体の取組も参考に研究してまいります。また、機器の設置に伴い使用する車両の駐車場代を区が負担することについては、当該費用の有無やその金額など、状況に応じて内容が異なるといった課題もあることから、現場の実態を把握する中で、今後の研究課題とさせていただきます。

6 地域密着型ディサービスへの燃料費を支給すること

東京都は、介護サービス事業者に対し、燃料費の高騰対策として通所系介護サービスには車一台当たり月額1700円、訪問系介護サービス事業者には、一台当たり月900円の支援金を支給しています。しかし区が認可している地域密着型通所介護(ディサービス)は、対象外です。現在10カ所あり、港区が支援するしかありません。品川区では独自助成しています。

【質問】地域密着型ディサービス事業者への燃料費は港区が独自で支援を行うこと。

【答弁】現在、介護職員の職場環境や事業所の運営状況などを把握するため、区内

の約 270 の介護事業所を対象に調査を実施しております。今後、委員御指摘の点も含め調査結果を分析し、地域密着型通所介護を含めた区内の事業所が質の高いサービスの提供を継続できるよう、支援の充実を検討してまいります。

7 熱中症から区民を守ること

「地球が沸騰している」と言われるくらい耐え難い酷暑が続いています。

【質問】①運動施設、地域開放している学校等に、暑さの見える化のために、暑さ指数(WBGT)表示パネルを設置すること

②施設に応じては設置可能な濡れないミストシャワーを設置すること。

③小学生には接触冷感ランドセルシートや冷却パットを無料で配布すること

【答弁】①運動場の暑さ指数表示機器については、学校に設置済みの視認性の高い暑さ指数表示パネルへの変更を検討してまいります。

②ミスト装置についても、濡れにくい機器の選定や設置台数の拡充などを検討してまいります。

③小学生の登下校時の熱中症対策に関しては、水分補給はもとより、必要に応じて、水で濡らす冷却タオルや日傘の使用など、児童の通学環境に合わせ、各家庭で最適な対応を選択していただいております。

区民とともに住み続けられる港区実現のために

8 赤羽橋駅自転車駐車場の暫定運用期間中の即日撤去は見送ること

土木費で取り上げました。9月20日以降にお知らせが住民に全戸配布され、9月30日から即日撤去を始めるとするのはあまりにも周知期間が短すぎます。駅周辺の区が設置した横断幕には「自転車を停めてはいけない即日撤去です」のみ。「このたび近くに駐輪場が出来ました」のメッセージが見あたりません。地域の住民とともに放置自転車はなくそうというのであれば

【質問】本格実施になるまでの暫定期間中は即日撤去しないこと

【答弁】赤羽橋駅自転車駐車場は、自転車等放置禁止区域の指定と同時に、既に9月30日に開設しており、公平性の観点から、放置自転車の即日撤去を中止することは考えておりませんが、引き続き、地域の方や利用者の方に理解いただけるよう、放置禁止区域や自転車駐車場の場所等について、より分かりやすく丁寧に周知・

案内してまいります。

《再質問》

周知が徹底されるまでは即日撤去を止めるべき。

また、設置されている横断幕に記載しているメッセージ内容についても検討すべき。再度答弁を求める。

《区長答弁要旨》

ルールを定め、執行する立場として、すでに開設しており、公平性の観点からも即日撤去を中止することはできない。

委員御指摘の周知方法については、不十分な点があったと考えている。引き続き、丁寧なメッセージの伝え方や内容についても改めて検討し、更に行き届いた内容としたいと考えている。

9 シティハイツ白金は公営住宅として確保すること

決算審議の中で住宅に関する問題が多く出されました。住み続けられる港区のために住宅確保に取り組むというのであれば、せっかくの区営住宅であるシティハイツ白金をなぜ閉鎖してしまうのでしょうか？一ツ木に集約して白金を閉鎖する方針を今一度見直すべきです。

【質問】シティハイツ一ツ木も白金も区営住宅として残しそれぞれできる限り部屋数を増やすこと

【答弁】今回の建替えは、入居者が安全・安心で快適な生活を営める住宅とするとともに、シティハイツ一ツ木の敷地で集約建替えすることで、シティハイツ白金の敷地を、多様化する区民ニーズに対応する区有地として創出するものです。また、増大する建設費や修繕費等を抑制し、将来世代の財政負担の軽減も目的としております。区は、これまで区営住宅の建替えに際し、六本木で5戸、芝浦で3戸、車町で17戸、計25戸を計画的に増やしてまいりました。

今後、設計の工夫により、現在の両住宅の住戸数以上の整備を検討するとともに、引き続き、入居者に丁寧に対応してまいります。

真のリアル防災都市港区実現のために

10 防災対策の基本にスフィア基準を据えること

スフィア基準とは人道憲章と人道対応に関する最低基準で、「被災者には尊厳ある生活を営む権利がある」として支援者はその権利を回復する為可能な限りの手段を尽くすことを基本理念としています。具体的には避難所では一人当たり3.5㎡の面積を確保すること、トイレは20:1、トイレの男女比は1:3(女性用が3倍)など具体的に定めています。これまでも私たちは区民避難所を少しでもスフィア基準に近づけるために様々な対策を提案してきています。調査研究の段階ではありません。積極的に取り入れることを強く求めます。

【質問】①区の防災対策の基本にスフィア基準を据えること。そのためには企業や近隣自治体との連携、協定が欠かせません。コインランドリー協会、キッチンカー協会、エアドックジャパン、シェルターワンなどと協定を結ぶことで、トイレ、水、衛生、栄養、居場所が確保できる安心して避難できる避難所を一刻も早く整備すること。トイレカーを購入すること。これこそがリアル防災都市です。

②女性トイレの数についてはスフィア基準を区有施設にも適用し、男性トイレの3倍を確保すること。新規建設施設や大規模改修の際には女性トイレを増やすこと

【答弁】①区では、これまでも、毛布や段ボールベッド、冷暖房機器、発電機などの物資の供給やホテルなどを活用した補完避難所確保に向けて、災害時などの協力協定を複数の企業や近隣自治体と締結し、実効性のある支援体制の構築に努めてまいりました。あわせて、避難所における一人当たりの空間確保が課題でもあることから、在宅避難の普及啓発とともに、民間事業者などと補完避難所の確保に向けた協定締結を進めております。トイレ環境の整備については、民間事業者の力を借りる手法も含め、引き続き検討してまいります。今後も、スフィア基準を参考に、避難所環境の改善に向け、連携先の拡充や協定内容の充実を図ってまいります。

②区有施設の男女別トイレ設置個数につきましては、施設用途や利用形態、利用人数を踏まえた空気調和・衛生工学会の基準を基本として、詳細な現地調査や要望等を十分考慮し、算定をしております。今後、防災面に配慮したスフィア基準の観点からも、適正な女性トイレ設置個数の確保について、調査・研究をし、女性に配慮した計画となるよう取り組んでまいります。

子どもの笑顔輝く港区実現のために

11 私立学校等に通う児童・生徒の給食費相当額を支給すること

新宿区や文京区、杉並区、中野区などでは、私立学校等(国立も含む、不登校)に

通う児童・生徒の保護者に、区立学校の給食費相当額を支給しています。その理由は、「子育て世帯の経済的負担の軽減」です。それは港区が区立小中学校の給食費を無償化したのと同じ理由です。私たちはこれまで何度も私立だ公立だと分断するのではなくどこに通っていても平等に支援すべきだと給食費相当額の支給を求めてきました。学校設置者の責任だから区立学校しか出さないという答弁ですが、港区の責任としてお答えいただきたい。区民である子どもたち一人ひとりに責任を持っているはずです。

【質問】家賃も物価も高い港区です。私立学校等どこに通っても分け隔てなく給食費相当額を支給すること。真っ先に取り組むべき課題です。すでに実現している自治体もあります。これまでと同じ答弁はいりません。区長、教育長の英断を求めます。

【区長答弁】私立小・中学校等の児童・生徒の保護者への支援については、子どもへの総合的な支援の在り方を検討する中で、慎重に判断すべきものと認識しております。予算編成を担う区長として、効果的・効率的な予算案を調製していくとともに、引き続き教育委員会とも連携し、全ての子育て家庭の負担軽減に取り組んでまいります。

【教育長答弁】区立小・中学校の給食費負担は区が学校設置者として実施しておりますが、区立小・中学校以外の児童・生徒に対する給食費相当額の負担については、現時点では予定しておりませんが、引き続き、私立小・中学校に通学する児童・生徒の学校給食費については、国の責任において無償化を実施するよう、特別区長会等を通じて国に求めてまいります。今後も、子育て世帯への支援につきましては、総合的な子育て支援の在り方の中で慎重に検討してまいります。